

伊達地方衛生処理組合最低制限価格等について

令和 7 年 9 月
伊達地方衛生処理組合

1 目的

公共工事等における品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的に、伊達地方衛生処理組合最低制限価格事務取扱要領に基づき、「工事請負契約」及び「建設事業に係る業務委託契約」並びに「管理委託業務等の一般業務委託契約」において最低制限価格を設定することとします。

2 最低制限価格導入の対象

- (1) 指名競争入札に付する案件で設計額が 200 万円以上の工事
- (2) 設計額が 100 万以上の建設事業に係る業務委託
(測量、土木設計、建築設計、地質調査)
- (3) 設計額が 100 万以上の管理委託業務等の一般業務委託
(施設管理で、常に人件費の発生するもの)

3 工事の最低制限価格の算定式について

(1) 算定式 (税抜き)

最低制限価格 = 中央公契連モデル式 (※¹) に一定係数を乗じて算出
(100 円未満切り捨て)

※1 中央公契連モデル式 (中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式) は、次に掲げる額の合計額とする。

- ・ 直接工事費に 0.97 を乗じた額 (1 円未満切り捨て)
- ・ 共通仮設費に 0.90 を乗じた額 (1 円未満切り捨て)
- ・ 現場管理費に 0.90 を乗じた額 (1 円未満切り捨て)
- ・ 一般管理費に 0.68 を乗じた額 (1 円未満切り捨て)

ただし、この合計額が工事価格 (1,000 円まるめ) に 0.92 を乗じた額を上回る場合は、工事価格 (1,000 円まるめ) に 0.92 を乗じた額を計上し、0.87 を乗じた額を下回る場合は工事価格 (1,000 円まるめ) に 0.87 を乗じた額を計上する。

(2) 適用年月日

- ・ 当該算定式は、令和 7 年 10 月 1 日以降に起工する工事から適用します。

2 建設事業に係る業務委託の最低制限価格の算定式について

(1) 算定式（税抜き）

最低制限価格＝業種区分毎に(①+②+③) (※1) に一定係数を乗じて算出
(100 円未満切り捨て)

※1. ①②③は、下表に掲げる額（それぞれ1円未満を切り捨てる）

業種区分	①	②	③
測 量	直接測量費の額	諸経費に0.55 を乗じた額	—
土木設計	直接原価の額	その他原価に0.92 を乗じた額	一般管理費に0.49 を乗じた額
建築設計	直接人件費の額	技術経費の額	諸経費に0.50を 乗じた額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費に0.50を 乗じた額

- 測量設計業務など複数の業種区分を合冊して発注するときは、業種区分毎に100円未満を切り捨てず合計し、その合計した額の100円未満を切り捨てるものとする。
- 地質調査の解析業務、用地調査、工損調査などは土木設計で算定する。

(2) 適用年月日

当該算定式は、令和7年10月1日以降に契約する業務委託から適用します。

3 管理委託業務等の一般業務委託契約の最低制限価格の算定式について

(1) 算定式（税抜き）

最低制限価格＝予定価格×0.8に一定係数を乗じて算出
(100円未満切り捨て)

(2) 適用年月日

当該算定式は、令和7年10月1日以降に契約する業務委託から適用します。